

令和3年4月7日

保護者の皆様

小林市立野尻小学校  
校長 児玉 善彦

## 図書資料の取扱いについて

日頃より、学校図書館の運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、学校が所蔵している図書資料は、野尻小学校全ての児童、職員及び保護者の財産であり、大切な公共物です。

学校図書館では、市立図書館や図書館教育協力員等と連携しながら、図書資料をより多くの児童が有効に活用できるよう、点検、補修、補充、環境整備その他の業務を取り組んでいます。

しかしながら、図書資料の長期延滞や紛失、汚損・損傷等のほか、手続きをせずに図書を持ち出すなどのマナー違反等も散見されます。

つきましては、令和2年度に利用規定を整理しましたので、保護者の皆さんも下記内容を確認いただき、図書資料が正しく取り扱われるようご協力をお願いします。

### 「図書資料の取扱い及び利用規定」より

- 1 図書資料を利用するにあたって、以下のことを遵守させています。
  - ① 貸出冊数及び貸出期限を守ること
  - ② 図書資料を大切に扱うこと
  - ③ 図書資料の貸出、返却は、友だちなどに頼まず必ず本人が行うこと
  - ④ 図書資料のまた貸しや手続きなしの持ち出しをしないこと
- 2 図書資料に、紛失、汚損・損傷等が生じたら、すぐに学校に連絡ください。
- 3 同一児童が、1年間に2回以上、または在学中に3回以上、紛失、汚損・損傷等を繰り返した場合は、紛失、汚損・損傷等があった全ての図書資料について、損害額の総額または全ての該当図書資料を賠償していただきます。
- 4 学校から、未返却、汚損・損傷、賠償等に関する文書が届いたら、速やかに、文書に添付されている届出用紙を提出いただくとともに、必要な対応をお願いします。